

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 1 月 6 日付けの児童扶養手当支給停止通知書により請求人に対して行った、法 9 条 1 項の規定に基づく児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

手当支給の目的と所得額計算における社会保険料の取扱いについて、手当支給の目的は父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることである。

東京都〇〇区のWebページによると、手当支給において社会保険料控除は一律 8 万円となっているが、請求人は社会保険料を源泉徴収にて 6 万 2 千 5 百 470 円を納めている。差額の 5 万 4 千 5 百 470 円は手元に残らないのに手当の所得額計算の際には所得として計上されている。手元に残らないお金は子のために使うことができないので、この計算方法は手当支給の目的に矛盾する。

また、社会保険料を一律 8 万円とするのは憲法 14 条の法の下での平等（相対的平等）に反するため、違憲で無効であり、社会保険料を全額控除すると所得制限限度額 268 万円を超えないため、支給停止を取り消

してほしい。

さらに、処分庁は、法及び政令には総所得金額合計額から実際に納付した社会保険料額を控除することを認める規定は存在しないというが、所得税法 74 条では社会保険料の控除が定められており、処分庁も社会保険料控除額が 62 万 5,470 円であることを認めている。そして、法令の規定が憲法に適合するか否かについては審査請求の対象ではないというが、違憲で無効となる政令を適用した処分行為が違法に当たると審査請求しており、目的に合致している。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 8 月 8 日	諮問
令和 6 年 11 月 27 日	審議（第 94 回第 1 部会）
令和 6 年 12 月 13 日	審議（第 95 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 支給要件等

法 4 条 1 項柱書きは、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、同条各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、手当を支給する旨を定めている。同項 2 号柱書きは、同号イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護する場合には、当該父と定めるとともに、同号ハは、母が政令で定める程度の障害の状態にある児童を掲げている。

そして、法 5 条 1 項は、手当は、月を単位として支給するものとしている。

(2) 支給の認定及び制限

法 6 条 1 項は、手当の支給要件に該当する者が手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない旨を定めている。

法 9 条 1 項は、手当の受給資格を有する者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したもの（以下、扶養親族等と同児童を併せて「扶養親族・扶養外児童」という。）の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（以下「法施行令」という。）で定める額以上であるときは、その年の 1 1 月から翌年の 1 0 月までは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しないこととしている（以下「支給制限」という。）。

(3) 支給制限に関する政令の規定

ア 法施行令 2 条の 4 第 1 項の規定及び同項の表は、法 9 条 1 項に規定する政令で定める額（以下「全部支給所得制限限度額」という。）は、扶養親族・扶養外児童が 1 人のときは 8 7 0, 0 0 0 円とし、2 人目以降は 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円加算した額としており、扶養親族・扶養外児童が 2 人の場合、全部支給所得制限限度額は 1, 2 5 0, 0 0 0 円としている。

イ 法施行令 2 条の 4 第 2 項の規定及び同項の表は、支給制限は、扶養親族・扶養外児童が 2 人であって、同項に規定する所得が 2, 6 8 0, 0 0 0 円（1, 9 2 0, 0 0 0 円に扶養親族・扶養外児童 1 人につき 3 8 0, 0 0 0 円を加算した額。一部支給所得制限限度額）未満である場合は、支給制限は、手当の全部ではなく、一部について行うものとし、2, 6 8 0, 0 0 0 円以上である場合は、支給制限は、手当の全部について行うものとしている。

ウ 法 9 条 1 項に規定する所得について、法施行令 3 条 1 項本文は、その範囲は、前年の所得のうち、地方税法の規定による都道府県民税についての同法その他の都道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とし、法施行令 4 条 1 項本文は、所得の額の計算方法は、その年の 4 月 1 日の属する年度分の都道府県民税に係る地方税法 3 2 条 1 項に規定する総所得金額（所得税法 2 8 条 1 項に規定する給与所得を有する場合には、同条 2 項の規定により計算

した金額から100,000円を控除して得た金額)等から80,000円を控除した額とするとしている。さらに、同条2項は、各号に定める額を前項の規定によって計算した額から控除するとしており、各号において、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除等を挙げている。

(4) 現況届

児童扶養手当法施行規則(以下「法施行規則」という。)4条は、手当の支給を受けている者は、児童扶養手当現況届に受給資格者の前年の所得の額(法施行令3条及び4条の規定によって計算した所得の額をいう。)並びに扶養親族等の有無及び数についての市町村長の証明書等の書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならないとしている。ただし、これらの書類等により証明すべき事実については、法施行規則26条7項の規定によれば、手当の支給機関は、これを公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができるとしている。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

処分庁は、本件現況届及び公簿に基づき、請求人の前年(令和4年)の所得について、総所得額が3,290,400円であり、同金額から法施行令4条1項本文に規定する80,000円、同条2項に規定する医療費控除40,878円、小規模共済掛金控除120,000円及び請求人の妻に係る障害者扶養控除270,000円を控除した額が2,779,522円であること、請求人の扶養親族・扶養外児童が2人であることをそれぞれ確認し、当該控除後の所得の額が、扶養親族・扶養外児童が2人のときについて、全部支給所得制限限度額1,250,000円以上であり、かつ、一部支給所得制限限度額2,680,000円以上であったことから、手当の支給を全部停止すべき場合に該当する(1・(3)・イ)として、本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、請求人に対する手当を支給停止とした本件処分は、上記1の法令等の定めにも則ったものであり、違法又は不当な点は認められな

い。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、手当は、受給資格を有する者の前年の所得に基づいて支給されるものであり（1・4）、本件処分が、上記1の法令等の定めに基づいて行われたと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

なお、請求人は、社会保険料として8万円を一律控除することが相対的平等に反するため違憲であると主張する点については、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實